

泰阜村公告第 4 号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により、経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理集積計画については下記場所において縦覧に供する。

令和7年1月20日

泰阜村長 横前 明



1 経営管理集積計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧場所

長野県下伊那郡泰阜村 3236-1

泰阜村役場振興課及びホームページ

3 権利の設定

本公告により対象森林の経営管理権が泰阜村に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。